

昭和二十三年七月二十三日印刷
昭和二十三年七月二十四日発行
梅原 眞隆君
木下 辰雄君
参議院事務局
印刷者 印刷局

第十九部

第二回 参議院議院運営委員会會議録第三十五号

(一九四)

昭和二十三年五月十七日(月曜日)

本日の會議に付した事件

○國會所管昭和二十三年度六月分暫定予算案に關する件

○政治資金規正法案(衆議院提出)

午前十三時三十分開會

○理事(藤井新一君) 只今より委員會を開會いたします。六月分の暫定予算について説明を申し上げます。近議大長。

○理事(近藤英明君) たま／＼この自然休會中におきまして、六月分の暫定予算を折衝いたしまして提出する運びに相成りましたので、只今御手許にお配りいたしました。参考のために、四五、六と三ヶ月の一覽表にいたしました。これに御覽讀くようにいたしました。これにつきまして一應申上げますと、六月分も先般案四月分、五月分について申上げましたと同様一ヶ月分の暫定予算でございます。方針をいたしましては、四、五月分の編成と同様な編成方針でございます。金額は六月分が二千六百五十万四千と相成っております。それで五月分と比較いたしましたら、僅かに減少に相成っておりますが、その理由には五月分は特に一應第二國會の会期の終了期と相成つておりました関係上五月分におきましては議員の帰郷旅費を特に五月分に盛りました。それから五月の場合には、委員會の食糧費、交際費等もそういう關係を考慮して、三ヶ月分一應計上いたしてあります。それから初年度調弁費のようなのも年度

初めに多額に要りますという關係を考慮いたしまして、余分に見てございまして、それが六月分におきましては平常の一ヶ月分にすべしというものを返しまして、改めて六月分からは又平常の一ヶ月分に計上し変えまして。そういう点でその金額が減少に相成っております。

それから費目的に見まして殖えまして、給與金とございまして、これは手當に分れておりますが、内容的に申上げますと、これは職員の手當手當その他手當類の金額を五月分と盛らなかつたものを、純経理的の都合から六月分に盛りまして、五月に盛らずに置いて六月分に盛つた、こういうことで金額が四、五月分と違ひが出ております。これは、四月分以後の暫定予算と同じ方針で編成されたものであります。一應御説明申上げます。

○理事(藤井新一君) 何かお尋ねはありますせんか。

○木下辰雄君 五月分に余計見積つてあるのは、余つておるのでせうね。

○理事(近藤英明君) さうでございます。これは五月分多く見て、五月に一返に使わなければならんだらうというので取つてあつたわけでありまして、これはそのまま持つておるわけでありまして。

○木下辰雄君 六月に繰越して使えますか。

○理事(近藤英明君) これは無論年度に、この委員會にお諮り申上げて、

に要りありませんから、四月分から取りましたもので費目ごとに現在残つておるものは、今後使えます。これらは年間予算、本予算の場合に、それらの点で三ヶ月の予算の中で四月分なり五月分なりで見積たものは、後で差引く、少く見積つたものはそれだけ余計にする。ただ年間の予算をたま／＼五月分の場合においては三ヶ月分余計に見た、こういう扱いでございます。

○竹下重次君 五月分に帰郷旅費を見積つておつたけれども、六月分は……

○理事(近藤英明君) 五月分に見積つてあります。六月分に使えますから、差支えないわけでありまして。

○竹下重次君 六月分の暫定予算というものは、これはもう政府の方でも議院の方に提案した、その中の決まつたものでございませうね。

○理事(近藤英明君) さうでございます。これは休會中に提出の運びになります。正式の要求をいたしてございまして、暫定予算で四月分と同様の編成方針で参つておりますから、殊に休會中に提出期が参りましたので提出いたしております。

○理事(藤井新一君) 外に御意見はありますせんか。

○理事(近藤英明君) 本來申しますならば、これは最後の折衝をしたときに、この委員會にお諮り申上げて、

これは提出するのが順序でございますので、たま／＼休會中でして、四月分暫定予算と同様のものであり、それにこちらに出します期日の關係もありませんので、事前にこちらにお諮りいたさずに提出いたしたわけでありまして。

○竹下重次君 事後承諾を求めることになりますか。

○理事(近藤英明君) さうでございます。この予算につきましては御説明申上げまして、そのことを御了承願ひたいかのような筋合でございます。

○河井彌八君 六月の暫定予算はもう提出になつておりますね。

○理事(近藤英明君) 提出に相成つております。

○河井彌八君 これが盛つてあるわけですね。

○理事(近藤英明君) さうでございます。○河井彌八君 いつ提出になりますか。

○理事(河井彌八君) 土曜日でございまして。

○理事(藤井新一君) 他に御意見はございませうか。

○理事(近藤英明君) 他に御意見はございませうか。

○理事(近藤英明君) 向この機会にちよつと申上げて置きますが、本年度の營繕關係の計画が一應略々できましたので、これにつきましては皆さんの御都合のよろしい時に、一週建設關係をいたしておきます専門の者をこちらに伺わせまして、詳細の御説明を申上げますのが適当と存じますが、皆さんの

御都合のよろしい時に、成るべく早い機会に本年度に計画いたしております營繕關係の計画、昨年度中の計画であつたものを繰越して現在工事をしておるものの経過を、これを併せて御説明申上げれば適当と存じますが、これはその時期等につきましては皆さんの御指示によつて決定したいと思ひます。

○理事(藤井新一君) 他に御意見がなければ、御承認願ひたいと思ひますが、如何でしょうか。

○理事(藤井新一君) 御異議ないものと認めます。ついでには去る十二日政務及選挙に關する小委員會において政治資金規正法案について前回は引續き討議をいたしましたのですが、そのときに特に証人の件を協議いたしました。半界から二名、労働組合關係から二名、実業方面から二名、合計六名を物色することになりました。そしてその人選を考えましたときに、先ず半界からは東京大学から宮澤俊義教授、又早大からは吉村正教授を決定しまして、又労働組よりは全國教員組合と総同盟よりおの／＼一名ずつ選定することにいたしました。それを岩間委員に委嘱したわけですが、実業界方面からは日本商工会議所、日本工業クラブからおの／＼一名ずつ、これを黒川委員に選任方を委嘱したのであります。この件について皆さんに御協議を願ひたいと思つて、ここに提案をする次第でございます。黒川委員の御報告をお願いいたします。

す。

○黒川武雄君 日本工業クラブの方からは日本郵船株式会社の社長の浅尾新甫氏、それから日本商工会議所の方では副会頭の近藤鎮次氏、両氏を選定して参りました。

○竹下重次君 これは公聴会ですか、何ですか。

○理事(藤井新一君) 公聴会ではありません。公聴会という議論がありましたけれども、その大要を聞くまでもよくあるというので、証人の出頭を求めて参りまして御意見を伺うということに小委員会が内定したわけでありまして、岩間委員本日見えておりませんが、委員長に御一任願いたいと思ひますが、如何ですか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木下辰雄君 その証人を喚問する云云ということについては、本会議にまだ掛けてないので、この委員会です。

○理事(藤井新一君) 小委員会が決定したことを報告するのです。それをどうするかということをお諮りするのです。

○淺岡信夫君 今岩間委員が見えたから、一つ組合関係の方の人名が分つておればお聴かせ願ひたい。

○岩間正男君 その前に労働組合側に折衝して見ましたら、希望条件としてもう二名増やして欲しいというような希望条件があるのですが、この点お諮り願ひたいと思ひます。

○理事(藤井新一君) とにかく二名だけ、取敢えずあなたにお願いしたお方だけをお願いいたします。

○岩間正男君 この前の決定の二人は日教組に江口泰助君、法制部長です。

それから総同盟は重森清治君です。

○理事(藤井新一君) そうしてこの証人の出頭には、小委員会では二十四日月曜日と内定したのですが、今申上げたような、顔触れの委員で如何でございましょうか。

○竹下重次君 証人として、この法案に対する意見を聴くというのですね。

○岩間正男君 今私が提案しました件ですね。総同盟側から出ておるので、差別側から是非一人欲しいというような意向があるわけなんです、この点一應お諮り願ひたいと思ひのであります。

○理事(藤井新一君) この前の小委員会では大体学界から二名、財界から二名、労組から二名というような比率を決めたわけであつて、若し岩間委員から言うような方面から出れば、又比率を委えて行くようになるかと考えますが、皆さん如何でございましょうか。

○淺岡信夫君 この各界から二名にするというところは、小委員会においていろいろ質疑のあつた結果、それに内定したわけですね。

○理事(藤井新一君) さようでございします。

○竹下重次君 今委員長のおつとやるように、又労働方面に一人増やすということになる、両方面でも又増やして貰いたいというようなことも考えられそうなのではないかと思ひますが、委員会が一應決めたこととありますからこの委員会では本委員会に御採用になつたというのなら別ですが、私の希望としては小委員会が決つたように進行して頂きたいと思ひます。かようにこの委員会では御同意願ひれば結構と思ひます。

○木下辰雄君 竹下委員の意見に賛成いたします。

○黒川武雄君 竹下委員の説に賛成いたします。

○理事(藤井新一君) さよう取計らつて小委員会が内定した通り決定いたします。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(藤井新一君) ついてはその日取をいつにすればよいかを御相談申し上げますが、小委員会では大体二十四日頃がよからうとこういうふうになつたのであります、その理由は六月二十日までしか会期がないということになると、日も切迫しておるし、徒らにこれを延ばすというわけにも行きませんから、その頃に関いて行けば結局来月二十日までは成案に至るのではなかつたか、こういう建前から日取を内定いたしました。如何でございましょうか。

○淺岡信夫君 賛成です。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(藤井新一君) では、さよう二十四日に決定いたします。それでは午前がよろしうございましょうか、午後がよろしうございましょうか。

○木下辰雄君 証人の発言は何分でしょうか。

○理事(藤井新一君) それも只今ここで決定いたします。

○木下辰雄君 それによつて午前と午後に分れるでしょうか。

○河井彌八君 時間を十分に置いたらどうでしょうか。

○黒川武雄君 午前十時から始めて、午餐を済まして、午後三時の方が多いと思ひます。

○理事(藤井新一君) 速記を止めて下さい。

〔速記中止〕

○理事(藤井新一君) 速記を始めて下さい。日取は二十四日といたしまして午前十時から会議を開くことにいたします。他に何かこれについてお尋ねか御意見はありませんか。

○門屋盛一君 準備というのか、いろいろ証人に予備的に考へて置いて貰うような書類はもうお送りになりましたか、今日でも直ぐ送つて貰われないと……。

○理事(藤井新一君) 本日直ちに送付する予定です。速記を止めて。

〔午前十一時五十八分速記中止〕

〔午前十一時十二分速記開始〕

○理事(藤井新一君) 速記を始めて。この程度で散会いたしたいと思ひますが、如何でしょうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○理事(藤井新一君) それでは散会いたします。

午前十一時十三分散会

出席者は左の通り。

理事

委員

事務局側

参事(事務次長)

近藤 英明君

参事(法制部長)

川上 和吉君

参事(記録部長)

小野寺五一君

参事(委員部長)

河野 義克君

岩間 正男君

藤井 新一君

河井 彌八君

竹下 重次君

松本治一郎君

淺岡 信夫君

黒川 武雄君

左藤 義詮君

門屋 盛一君

大隈 信幸君

櫻内 辰郎君

木下 辰雄君

給木 憲一君